

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部員 殿

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長
福岡県知事 小川 洋

新型コロナウイルス感染症対策に係る
12月1日以降における催物の開催制限等について

催物（イベント等）の開催制限等について、11月12日に国から方針が示されました。現在、本県の感染状況は比較的落ち着いており、医療提供体制もひっ迫している状況ではないが、全国的に新規感染者数が増加傾向にあることから、国の方針と同様、12月1日から当面来年2月末まで、以下の取扱いとします。

なお、県主催イベントについては、別紙11のとおりとします。

1. 催物の開催制限

- ・ イベント主催者及び施設管理者の双方において、別紙1「イベント開催時の必要な感染防止対策」を講じる場合は、催物の開催制限について、後記2の人数上限及び収容率を適用する。
- ・ 上記以外の場合は、従来の人数上限及び収容率を原則とする。

＜従来の人数上限及び収容率＞

- 屋内：5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
- 屋外：5,000人以下、かつ人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)

2. 人数上限及び収容率要件

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

(1) 人数上限

① 収容定員が設定されている場合

5,000人または収容定員の50%のいずれか大きいほう

② 収容定員が設定されていない場合

後記(2)の①及び②における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

(2) 収容率

① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とする。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。
なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記②大声での歓声、声援等が想定される場合等のとおり取り扱うこと。
- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙1）の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

また、飲食の取扱いについては、別紙3のとおり、マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等が想定されるもの」として取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がない催物（映画館等）について、別紙2に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うこととする。

別紙3の例示も踏まえ、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用するが、具体的な事例等を示すと以下のとおり

○参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

- ・ 感染防止対策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。

○参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

- ・ 感染防止対策の徹底を前提に、下記のとおりとする。

ア 収容定員が設定されている場合

収容定員までの参加人数

イ 収容定員が設定されていない場合

密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記3によることとする。

② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

収容率の上限を50%^(※)以内とする。

※ 異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。

別紙3の例示も踏まえ、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用するが、具体的な事例等を示すと以下のとおり

○参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物
・収容率の上限を50%^(※)以内とする。

○参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

・下記のとおりとする。

ア 収容定員が設定されている場合

当該収容定員の50%までの参加人数

イ 収容定員が設定されていない場合

十分な人と人との間隔（1m）を要すること

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記3によることとする。

3. 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、次のとおりの対応とする。

（1）全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの

引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

（2）地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおそ把握できるもの（6月19日以降は人数制限が撤廃）

引き続き、適切な感染防止対策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密

の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。イベント主催者等は、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリＣＯＣＯＡや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

なお、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等において、別紙４に該当するものについては、開催可能とする。

また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等に関連し、初詣における感染防止対策の留意事項については別紙５のとおりとする。

４．催物の開催に関する留意事項

（１）感染防止対策の注意喚起

別紙６「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」、別紙７「エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について」及び別紙８「イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策」で示しているとおり、イベント主催者等は、屋内での十分な換気、並びに接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染、大声、飲食、及び参加者の自由移動のリスクに応じた感染防止対策、感染者の来場を防ぐ対策及び感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うこと。

（２）催物前後における感染防止対策の徹底

公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、イベント主催者が管理できない場所（催物前後など）での感染拡大リスクが高まる場合があることにも留意し、催物前後における感染防止対策を徹底すること。

（３）感染リスクが高まる「５つの場面」について

新型コロナウイルス感染症対策分科会からの提言である、別紙９に示された感染リスクが高まる「５つの場面」を回避するよう努めること。

（４）寒冷な場面における換気等について

冬季においては、通常の換気（定常的な窓開け換気）では、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持できない可能性が想定されるため、別紙１０に示すとおり、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと。

（５）県との事前相談

イベント主催者及び施設管理者は、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が１，０００人を超えるようなイベントについては、事前に県に相談すること。

【添付資料】

別添 １２月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

別紙１ イベント開催時の必要な感染防止対策

別紙２ 映画館等（飲食を伴うものの発生がないもの）における感染防止対策

別紙３ 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

別紙４ 野外フェス等における感染防止対策

別紙５ 初詣における感染防止対策の留意事項について

別紙６ 屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント

別紙７ エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について

別紙８ イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策

別紙９ 感染リスクが高まる「５つの場面」

別紙１０ 寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

別紙１１ 県主催イベントに係る対応について

別紙１２ 催物（イベント等）を開催する際の感染防止対策

【問合せ先】

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（まん延防止班）

電話番号：０９２－６４３－３３４２

ファックス：０９２－６４３－３６９８

12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

【別添】

- **感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築**を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- **イベントの人数上限及び収容率要件**については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、**見直すこともあり得ることとする**。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、**12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント**（クラシック音楽コンサート等）を**100%以内**、**大声での歓声、声援等が想定されるイベント**（ロック・ポップコンサート等）を**50%以内とする現行制限を維持**した上で、**飲食を伴うが発声がないもの**（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に**100%以内とする**。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、**50%以内とする**。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う**。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期		収容率	
12月1日～ 当面来年2月末まで	イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・ 飲食を伴うが発声がないもの （注2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

（※）ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙 1】

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・ こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限**5,000**人又は収容率要件**50%**のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策

【別紙2】

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にする催物に限定して、収容率を**100%**以内にすることができるとする。

具体的な条件（感染防止策）

①	食事時以外のマスク着用厳守	・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
②	会話が想定される場合の飲食禁止	・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③	十分な換気	・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外的場合は確認を要しない)
④	連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤	食事時間の短縮	・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるもの の例【別紙3】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

野外フェス等における感染防止策

【別紙4】

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人との間隔（1 m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

①	身体的距離の確保	・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
②	密集の回避	・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
③	飲食制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
④	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥	連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※ アプリのQRコードを入口に掲示すること等

神社の参拝については、既に専門家の監修を経て業種別ガイドラインが策定されているところであるが、初詣については、特に混雑が予想されること等も踏まえ、以下のような追加的に対策を講じることが有効と考えられる。

○基本的な感染防止策（マスク着用、手指消毒など）の徹底が前提。

○その上で、以下のような追加的な対策が有効と考えられる。

1. 混雑防止、適切な対人距離の確保

- ・ 混雑状況の周知、分散参拝の呼びかけなど
- ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）

2. 境内での飲食や食べ歩きは控えていただき、持ち帰りを推奨するなどの対応を行うこと

3. 大声が発生しないよう注意喚起

4. 参拝前後の密の発生防止のための具体策

例)

- | | | |
|---|--|---|
| （ | ・ 利用する駅の分散 | ） |
| （ | ・ 混雑状況の周知・呼びかけ など | |

5. 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置

※アプリのQRコードを参道に掲示すること等

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「**新しい生活様式の定着**」、「**業種別ガイドラインの遵守**」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・**自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。**「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加



感染防止策

- ・こまめな**手洗い**の励行
- ・出入口、トイレ等での**手指消毒**
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが**触れ合わない距離**の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

※ 5 μ m以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5 μ m以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加



- ・**マスク着用**（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・**演者が発声**する場合には、**舞台から観客の間隔を2 m確保**
- ・**劇場・ホール内での食事**は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自粛**を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染

※ 5 μ m未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空气中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告



- ・**大声を伴うイベント**では**隣席との身体的距離の確保**
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1 m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため**換気を強化**

（留意事項）

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙 1）を前提に、①大声を出すことによるリスク、②食事をする事（マスクを外すこと）によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスクの 3 点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク**大声を出す**

- 合唱（演者間の距離）
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による演者間の感染

エビデンス・実績

- 合唱（演者間の距離）
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション

必要な感染防止策

- 合唱（演者間の距離）
- ・演者やその家族の体調・行動管理
- ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた適切な対人距離の確保
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

食事をする

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散

- ・食事時の飛沫飛散の実測

- 映画館（別紙 2）
- ・会話等の発声が生じていない実績
- ・食事中の会話厳禁（注意喚起、監視体制等）
- ・食事時以外のマスク着用厳守（必要に応じ配布等）
- ・食事時間の短縮
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

参加者の自由行動を伴う

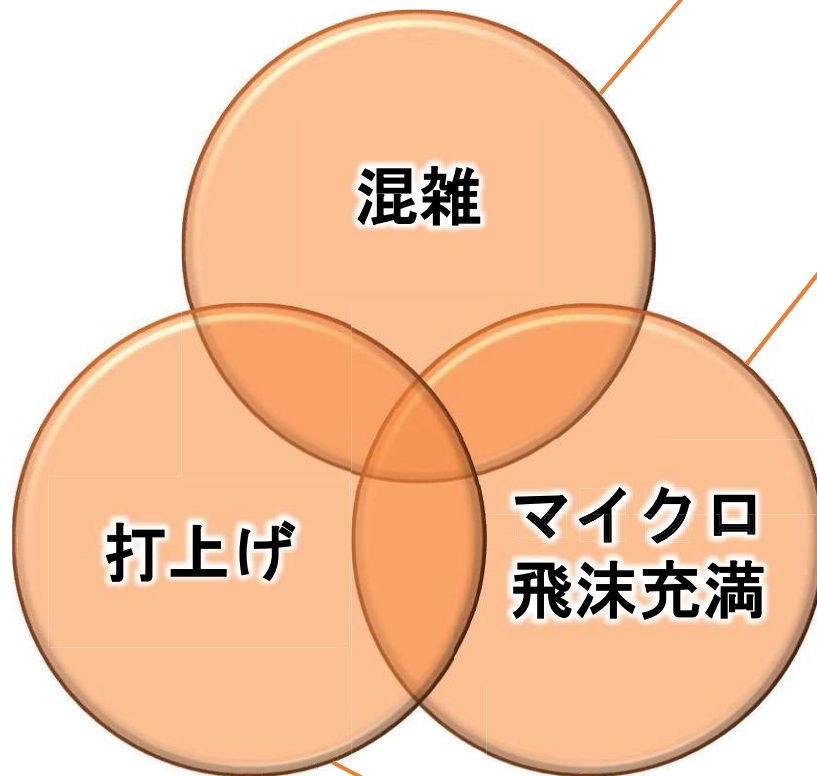
- ・会場内での密接、密集の発生による接触感染、飛沫感染の増加可能性
- ・固定席に比べ、接触機会が増加

- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション
- ・感染防止策を講じた実証実績

- 野外ロックフェス、初詣（別紙 4、5）
- ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）
- ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
- ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止
- ・大声が発生しないよう注意喚起

- イベントが大規模化するにつれて、**混雑**、**マイクロ飛沫充満**、**打上げ**により、**感染リスクが高まるおそれ**がある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴い リスクが高まる場面



○想定される場面

密接・密集

接触・飛沫

共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、入退場時、駅等～会場、交通機関

○対策例

- ・ 行列ができる場所における**足元マーク**設置
- ・ 定点カメラやデジタル技術による**混雑状況のモニタリング・発信**
- ・ **時差・分散**（利用する駅の分散等）**措置**を講じた入退場
- ・ 駅等～会場における**誘導員**の配置、シャトルバス等の**増便**
- ・ **交通機関との連携**（臨時便の検討等）

○想定される場面

密閉

マイクロ飛沫

共用部（トイレ、廊下、休憩所等）、地下道、交通機関

※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちなため特に注意

○対策例

- ・ 必要に応じ**入場人数を制限**
- ・ **仮設休憩所**（テント、プレハブ等）の**適切な換気**
- ・ **換気状況のモニタリング**（CO2濃度計測装置の設置等）
- ・ 地下道を避け、**地上道路**を利用するよう誘導
- ・ 交通機関における**走行中の窓の解放**

○想定される場面

3密

接触・飛沫・マイクロ飛沫

飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント

○対策例

- ・ **自治体との連携**により、**会場や駅周辺の飲食店等**に注意喚起
- ・ 参加者に**飲食店等の事前予約**を推奨
- ・ 「**感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫**」に沿った飲み会等
- ・ **歌唱を行う場合のマスク着用**

感染リスクが高まる「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

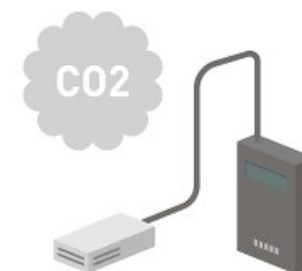
- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下(*)を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。



CO2センサー

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

県主催イベントに係る対応について

県主催の一般県民が参加するイベントや集会については、参加者の人数、高齢者などの属性及び限定の度合い、開催地、会場の状況等を考慮して、個別にその開催の可否を判断する。

開催する場合には、入場者の制限や誘導、接触確認アプリの活用促進、連絡先の把握、大声の抑止、手指の消毒設備の設置、マスクの着用の徹底、室内の十分な換気の実施、など適切な感染防止対策を徹底する。

催物(イベント等)を開催する際の感染防止対策

催物（イベント等（余興等や飲食を伴うものを含む））を開催する際は、特に以下の感染防止対策を徹底すること。なお、会場については、以下の対策を徹底できる会場を選ぶこと。

【基本的な対策】

《感染の疑いがある者の入場制限》

- ☐ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状のある方の入場を制限する。
- ☐ 発熱等の症状のため入場を制限した場合の払い戻し措置等を規定しておく。

《感染者との接触確認対策の徹底》

- ☐ 開催前に、参加者に接触確認アプリ「COCOA」のインストールを呼びかける。
（アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ☐ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意した上で、参加者の連絡先等の把握を徹底する。

《「新しい生活様式」に基づく感染防止策の徹底》

- ☐ 参加者及びスタッフのマスク着用を徹底する（熱中症等の対策が必要な場合を除く）。マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側でマスクを配布し、着用率 100%を担保する。
- ☐ 参加者及びスタッフのこまめな手洗い・手指消毒などを徹底する。
- ☐ 参加者に会話をする際は可能な限り真正面に向き合うことを避けるよう呼びかける。
- ☐ 会場における握手等の交流等を極力控えるよう呼びかける。
- ☐ 参加者に催物前後や移動中における感染防止のための適切な行動（感染リスクのある行動の回避）を行うよう呼びかける。（交通機関、飲食店等の分散利用）

《三密環境の回避》

- ☐ 入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底する。（入場口、トイレ、売店等の密集の回避）
- ☐ 受付及び会場内では、人と人との距離（できるだけ1m）を確保する。
- ☐ 入退場時の制限や誘導を行い、人と人との距離（できるだけ1m）を確保する。
- ☐ 施設の常時換気を徹底する〔※屋内の場合〕。
- ☐ 休憩スペース、更衣室、楽屋、控室等についても、三密とならないよう徹底する。

《施設・設備面における感染防止策の徹底》

- ☐ 受付など人と人が対面する場所は、パーテーションやビニールカーテンを設置する。
- ☐ 手指消毒設備を設置する（出入口、受付、会場内、スタッフルーム等）。
- ☐ 施設の共用部分（トイレ、テーブル等）を定期的（概ね1時間ごと）に消毒する。
- ☐ トイレではペーパータオルを設置し、ハンドドライヤー・共通タオルは控える。

《業種別ガイドライン等に則した感染防止策の徹底》

- ☐ 上記のほか、主催者及び施設事業者が属する業種における感染拡大防止のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。

（次ページに続く）

【主催者・来賓挨拶、乾杯の発声、余興等を行う場合の対策】

《演出面における感染防止策の徹底》

- ☐ 挨拶者等と参加者との距離（できるだけ2 m）を確保する。それができない場合は、挨拶者等から飛沫が拡散しないためにビニールカーテン等を設置する。
- ☐ 参加者と接触するような演出（参加者をステージに上げる、催物前後や休憩時間に接触する等）は行わない。
- ☐ 余興等を行う際は、参加者と十分な距離（できるだけ2 m）を確保する。
- ☐ 大声を発する余興等は控える。

《感染防止のための参加者への呼びかけ》

- ☐ 参加者に大声による発声を控えるよう呼びかける。（個別に中止、対応等ができる体制を整備）
- ☐ スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止する。
- ☐ 集合写真を撮影する際は、直前までマスクを着用し、会話を控えるよう呼びかける。
- ☐ スナップ写真を撮影する際は、密集となることのないポーズとするよう呼びかける。

《設備面における感染防止策の徹底》

- ☐ マイクは、使用の都度、消毒又は交換を行う。

【飲食等を伴う場合の対策】

《飲食物提供時における感染防止策の徹底》

- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなど工夫する。
- ☐ ビュッフェ方式の場合は、料理を小皿に盛って提供する、従業員等が取り分ける、料理を蓋等でカバーする、頻繁にトング等を交換するなど工夫する。
- ☐ 料理やドリンクの受け渡しは、手渡しではなくトレイを使用する。

《感染防止のための参加者への呼びかけ》

- ☐ 参加者同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう呼びかける。
- ☐ 受付及び会場内に「食事中以外はマスクの着用をお願いします」旨掲示する。
- ☐ 食事中以外はマスクを着用し、会話をする際は可能な限り真正面に向き合うことを避けるよう呼びかける。

《配席計画時における感染防止策の徹底》

- ☐ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- ☐ 着席形式の場合、テーブルとテーブルの間の距離、一つのテーブルに着席できる人数、着席の仕方などについて、飛沫感染が予防できるよう工夫する。